

津島市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、地域猫活動を行う団体に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、飼い主のいない猫を当該地域住民等の理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 飼い主のいない猫が生息する地域の市民1人以上を含む3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体（同一世帯の者のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) 動物診療所 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体とする。ただし、市長が特別な事情により必要と認めたものについては、この限りではない。

(登録申請等)

第4条 補助対象者としての登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 活動承諾書（様式第3号）
- (5) 事業計画書（様式第4号）
- (6) 活動場所の地図（餌場、トイレの位置等を図示すること。）

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第5号）により、当該申

請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、団体を解散したとき、又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体名
 - (2) 団体の代表者に関する事項
 - (3) 構成員
 - (4) 活動場所
- （登録団体の取り消し）

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第7号）により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないと認めるとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が、飼い主のいない猫に動物診療所において不妊去勢手術を行い、当該猫に手術済であることを識別することができる措置を行う事業とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、不妊去勢手術に要した費用の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、不妊手術にあつては1匹につき10,000円、去勢手術にあつては1匹につき6,000円を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、地域猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 不妊等手術を行う予定の猫の写真

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、地域猫不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により申請をした登録団体に通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 前条の規定により交付決定の通知書の交付を受けた者（以下「補助団体」という。）は、申請書の内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、地域

猫不妊去勢手術費補助金変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに地域猫不妊去勢手術費補助金変更承認書（様式第11号）により補助団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）獣医師が発行する不妊等手術の内訳が記載された領収書

（2）不妊等手術後の耳カット等がわかる猫の全身写真

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、地域猫不妊去勢手術費補助金確定通知書（様式第13号）により確定を受けた補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の交付決定の額の確定の通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、地域猫不妊去勢手術費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（2）その他補助金の交付が著しく不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したとき、又は補助金の返還を求めるときは、地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）又は地域猫不妊去勢手術費補助金返還通知書（様式第16号）により補助団体に通知するものとする。

（遵守事項）

第15条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- (2) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫には、不妊去勢手術済みであることを識別できるように耳カット等の措置を講ずること。

(補助金の経理)

第16条 補助団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。